

「第三者行為による傷病届」の提出について

1、必要書類

- ①「第三者行為による傷病届」
- ②「加害者の自動車保険加入状況」
- ③「事故発生状況報告」
- ④「交通事故証明書（人身事故表示）のもの」
- ⑤「念書兼同意書」
- ⑥「誓約書」
- ⑦「現況報告書」事故から期間が経過しているとき

2、必要書類の提出につきまして

- ①「**第三者行為による傷病届**」は、被保険者又は被扶養者が第三者の行為に因って疾病にかかり又は負傷した場合の届出です。
事故が発生しましたら、すみやかに提出してください。
たとえ、自分の過失割合が多く自分が事故上加害者となる場合でも、相手を加害者として記入してください。
- ②「**加害者の自動車保険加入状況**」は健康保険使用による治療費等を求償するため、博報堂健康保険組合が請求先の自動車保険会社を確認するものです。
- ③「**事故発生状況報告書**」並びに自動車安全運転センターの④「**交通事故証明書（人身事故表示）のもの**」は博報堂健康保険組合から自動車保険会社に対する、保険請求に必要な書類です。
- ⑤「**念書兼同意書**」は博報堂健康保険組合から加害者（主として、加害者が加入している自動車保険会社あてに請求するために被保険者の方にご記入いただく書類です。
- ⑥「**誓約書**」は加害者が負担すべき被害者の治療費を、加害者に代わって博報堂健康保険組合が立替えますので、その立替金の返納を約束するものです。

3、保険給付と損害賠償の請求

治療費、傷病手当金、その他看護費など、通常の傷病と同様に保険給付は受けられますが、**健康保険組合から給付した金額については組合が、加害者に損害賠償として請求することになりますので、この分は本人から加害者に請求する権利はなくなります。**

（健康保険法第57条第1項）

4、お願い

- ・万一、加害者が自動車保険に加入していない場合は、被害者に要する治療費は加害者本人が負担する等、加害者との話し合い結果を「念書」並びに「誓約書」それぞれの余白に記載して下さい。
- ・加害者との示談あるいは自賠責保険に被害者請求する場合には、必ず、事前に博報堂健康保険組合に連絡してください。
- ・治療完了の際は完了日を博報堂健康保険組合までご連絡ください。

*なお、本件の一連の申請書に記入された個人情報、第三者行為による傷病の保険給付処理のための利用に限定しています。